

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

(二件)……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等

……………(環境局総務部環境政策課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…六

告示(選)

○参議院(東京都選出)議員選挙において候補者が

政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………七

公告

○建設業者に関する公告……………七

……………(都市整備局市街地建築部建設業課)…七

○低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………八

……………(環境局環境改善部大気保全課)…八

○参議院(東京都選出)議員選挙の候補者届出書等

の事前審査……………(東京都選挙管理委員会)…九

告示

●東京都告示第八八十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき月島三丁目北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月七日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

月島三丁目北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年八月七日から令和九年六月三十日まで

三 施行地区

中央区月島三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島三丁目二十一番三号

令和二年八月七日

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区月島一丁目三番二号 佃権月島ビル七階に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年六月七日

●東京都告示第八八十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月七日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月十四日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区日本橋一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋本町一丁目四番三号

平成三十年十二月十四日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年六月七日

●東京都告示第八八十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、大井町駅周辺広町地区開発について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月七日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

大井町駅周辺広町地区開発

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、品川区広町二丁目に位置する敷地面積約二万九千四百三十平方メートルの計画地に、業務、宿泊、住宅、商業、駐車場等の主要な用途を含む建築物を計画するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年六月七日から同月二十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

イ 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号 八階二十二番窓

ロ

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

三階

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

1. 大気汚染

《工事の施行中》

【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
二酸化窒素について、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.056ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は52.7%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は14.0%である。

工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。また、建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、不必要な空ぶかしや急発進等の禁止を徹底させる。

【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.036～0.038ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.3%～1.1%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.1%未満である。

《工事の完了後》

【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.036～0.038ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満～0.6%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。

【地下駐車場の併用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。地下駐車場の併用に伴う寄与率は0.5%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の併用に伴う寄与率は0.1%未満である。

【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】

二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.6%である。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

2. 騒音・振動

《工事の施行中》

【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動】
建設作業騒音レベル(L_{eq})は、計画地北西側敷地境界付近において、最大80dBであり、報告基準値(80dB)以下である。

なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の分散稼働に努めるとともに、作業時間及び作業手間は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、事前に工事工程を十分検討し騒音の低減に努める。

建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、計画地北西側敷地境界付近において、最大69dBであり、報告基準値(70dB)を下回る。

なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の分散稼働に努めるとともに、作業時間及び作業手間は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、事前に工事工程を十分検討し振動の低減に努める。

【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間64～68dBであり、全ての地点で環境基準値を下回る。

工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1未満～1dBである。工事用車両の走行にあたっては、アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、騒音の影響の低減に努める。

工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間42～50dB、夜間27～45dBであり、規制基準値(第二種区域において昼間65dB、夜間60dB)を下回る。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1未満～2dB、夜間で1dB未満である。工事用車両の走行にあたっては、アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、振動の影響の低減に努める。

《工事の完了後》

【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】

関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、昼間62～67dB、夜間58～63dBであり、No.1地点(区役所通り)の昼間、夜間、No.6地点(立会道路)の昼間、夜間を除く地点は環境基準値を下回っている。環境基準値を上回っているNo.1地点(区役所通り)の夜間、No.6地点(立会道路)の昼間、夜間は現況において環境基準値を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間1未満～1dB、夜間1未満～1dBである。

関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間27～48dB、夜間24～45dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間60dB、夜間55dB、第二種区域において昼間65dB、夜間60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1未満～1dB、夜間1未満～1dBである。

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》 計画地内の一部には形質変更時要届出区域が指定されている。また、それ以外の範囲についても、計画地にはかつて診療所等が存在していたことから、有害物質の使用履歴の可能性は否定できない。 計画地の形質変更時要届出区域については、変更時には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、汚染拡散防止計画書を作成し、汚染土壌の飛散・拡散防止対策を行う。 それ以外の範囲については、施設の廃止後に施設所有者が、施設が存在しない部分については事業者が「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づいた調査を行ったうえで必要があれば、飛散・拡散の適切な防止措置を実施する。 また、工事実施に際して新たな汚染土壌が確認された場合においては、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に則り、適切な飛散・拡散防止措置を実施する。 その内容については、事後調査において明らかにする。 以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
4. 地盤	<p>《工事の施行中》 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを難透水層の上総層群まで施工する計画である。また、地下躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために逆打ち工法を採用し、先行床や各階の床梁にて山留壁を支保するのと、地下階高が大きい場所には斜め切梁等を設置する計画である。そのため、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削区域周辺での地盤の変形は生じないと予測する。 また、掘削範囲の周囲を難透水層の上総層群に達する遮水性の高い山留壁（SMW）で囲うことにより、掘削範囲内の帯水層は外部と分離・遮水され、掘削工事に伴う地下水の水位及び状況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及びず、計画地周辺の地下水位の低下は小さいと予測する。 工事の施行中には、地盤及び地下水位の観測を掘削工事着手前から地下躯体工事終了後の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施、監視するとともに、周辺で地盤の変形が確認され、本事業に起因すると判断された場合には、速やかに対応策を講じる。 以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の変化に起因した地盤沈下が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 本事業では山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性はある。 既往資料調査及び現地調査結果を踏まえ、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は計画地内のみ限定的なものである。なお、地下水の主な下流方向に位置するJR東京総合車両センター等の建築物には、大規模な地下構築物は存在しない。 よって、計画建築物の地下躯体が建築されても地下水流は地下構築物の周囲を迂回するものと想定される。 以上のことから、完了後においても地下水位低下に起因した地盤沈下又は地盤の変形が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>《工事の施行中》 【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、難透水層の上総層群まで掘入れすることにより、第1帯水層(M1)及び第2帯水層(T0g)の地下水位低下、流況の変化を抑制できる。 なお、SMWの施工にあたって、今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分布状況を把握した上でSMWの掘入れ深さを決定する。 また、ディレーズワール工法による揚水・排水を実施する場合は、地盤及び地下水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチヤージ工法等の対策を行う。 以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 【地下構築物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業における掘削工事では、山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の水位及び流況に影響を及ぼす可能性がある。 既往資料調査及び現地調査結果を踏まえ、計画地で確認された帯水層は、計画地周辺においても連続的かつ広域範囲に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下構築物が占める範囲は計画地内のみ限定的なものであり、地下水は地下構築物を迂回しながら流れると想定される。なお、地下水の主な下流方向に位置するJR東京総合車両センター等の建築物には、大規模な地下構築物は存在しない。 したがって、工事完了後の地下水流は、地下構築物の周囲を迂回すると考えられ、地下構築物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいと考えられる。 以上のことから、地下構築物の存在等により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度】 現況と工事完了後における地表面流出量の変化の程度は、工事完了後の地表面流出量は、現況と同程度になるものと考えられること、また、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、地表面流出抑制施設（雨水貯留槽）を設置することから、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さいと予測する。 以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出水量を抑制でき、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>《工事の完了後》 計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ライン（敷地境界線から10m）を越えて2.5時間以上、かつ、日影規制ライン（敷地境界線から5m）を越えて4時間以上及んでいる。 但し、日影が及び規制地域は、今後、再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画等の範囲となり、日影規制の適用除外となることから、計画建築物による日影は日影規制の範囲内に収まる。 また、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、高層棟を中央付近に配置した計画としている。これにより、冬至日において、計画建築物による敷地境界線から外側へ5～10mの区域において4時間以上の日影が生じる範囲及び敷地境界線から外側へ10mを超える区域において2.5時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側のJR東日本東京総合車両センター内の限られた範囲である。また、特に配慮すべき施設等における日影となる時間帯は、冬至日において最大で約1時間であった。 以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制を満足するものと考えられる。</p>
6. 日影	

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については計画地西南西側、衛星放送については計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波の遮へい障害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブルテレビの活用等の適切な電波受信障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考える。また、反射障害については、地域的な反射障害として図示するまでには至らない程度と考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考えられる。</p>
8. 風環境	<p>防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により領域C(中高層市街地相当の風環境)となる地点が計画地A-1敷地及びA-2敷地間の区画道路沿い及びA-1敷地内のデックキ上地点等において、5地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、領域B(低中層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測すること。以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあっても、領域A(住宅地相当の風環境)及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考えられる。</p>
9. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地は、キャッツ・シヤター、ヌボル及び鉄道関連施設等の商業・業務施設等による市街地の景観特性を有しており、工事の完了後には、これらの施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現するが、商業や業務施設等としての構成要素が改変されることはない。</p> <p>また、大井町駅周辺は業務・ホテル及びびんきょン等の高層建築物が混在する地域であることから、工事の完了後には、地域景観の特性として大きな変化は生じないものと考えられる。</p> <p>工事の完了後には、駅の拠点形成を支える業務、商業、住宅、宿泊機能等の多様な機能を持つ建築物が建設されるとともに、多様な交通モード間の乗換や周辺市街地への移動を円滑にする重層的なデッキ、多種多様な活動や災害時の防災拠点として利用できる開放的な広場空間を整備する。また、回遊性のあるオープンスペースや建築物屋上には緑化が施されることにより、賑わいのある、まとまった緑の空間が創出される。</p> <p>なお、計画建築物の形態・デザイン・色彩の詳細については品川区と協議を行い、周辺環境との調和を図る計画である。</p> <p>以上のことから、「品川区景観計画」や「大井町駅周辺地域まちづくり方針」に示されている景観まちづくりの基本方針との整合は図られ、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>近景域では視野に占める計画建築物の割合が比較的大きくなる地点が生じることが、隣接して視認される建築物と相まって、新たな都市的な景観要素となり、大井町駅周辺地区の新たな顔としての眺望景観を形成するものと考えられる。</p> <p>中景域～遠景域においては、殆どの地点で計画建築物は視野に占める割合は小さく、眺望景観やスカイラインに大きな変化は生じないものと考えられる。</p> <p>以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望については、「品川区景観計画」に示されている景観まちづくりの基本方針との整合は図られ、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大3.44ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置は敷地境界線から一定の距離をとり、計画建築物の色彩は「品川区景観計画」に適合する色彩を用い、周辺環境に配慮する。計画地内には、高木等による立体的な植栽を施すことにより、計画建築物による圧迫感の軽減に努める。</p> <p>以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 史跡・文化財	<p>《工事の施行中》</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、本事業の実施により影響を受ける可能性がある。</p> <p>現状の計画地内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行っている。調査の方法・範囲については品川区教育委員会と協議を行っており、現状では、権現台員塚が該当しているが、その措置は直ちに必要はないとの指導を受けている。</p> <p>未周知の埋蔵文化財が存在する可能性についても、掘削工事の着手前に品川区教育委員会に確認を行っており、不時発見の際には、「文化財保護法」に基づき適正に対処するとともに、保存方法についても品川区教育委員会の指導に則り、対処する。</p> <p>以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の保存に支障は生じないことから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
11. 自然との触れ合い活動の場	<p>《工事の完了後》</p> <p>【自然との触れ合い活動の場による機能の変化の程度】</p> <p>本事業では、芝生や高木植栽等による緑豊かな広場を整備するとともに、地上部及び建築物の3階～5階の屋上や歩行者動線であるデックキ上に緑化を行い、低木～高木を織り交ぜた積層した立体的な緑化とすることにより、まとまりのある緑の空間を創出する。また、在来植生を基本とした多様な樹種の選定に努めるなど、生物多様性に配慮した緑化の充実を図ることで、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場である「しながわ中央公園」や「みどりの道」等につながる広域的なみどりのネットワークに寄与する。</p> <p>広場に面した高架下には、周辺市街地からのグランド性等を考慮した新たな歩行者ルートを整備することにより、計画地周辺の市街地や自然との触れ合い活動の場とのつながりを図る。</p> <p>植栽にあたっては、人工地盤を含む立体的な植栽の生育に必要な基礎を確保し、適切に管理することでも、緑豊かな広場空間の維持に配慮する計画である。</p> <p>この緑空間は、駅とまちが一体的に利用される歩行者ネットワークの結節点となり、さらに賑わい拠点・防災拠点等としての広場としても活用されることから、計画施設の利用者、事業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい自然との触れ合い活動の場になると考える。</p> <p>以上のことから、計画地周辺市街地等とつながりのある緑豊かな新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生士の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生士の発生量 <ul style="list-style-type: none"> 建設発生士の発生量は、約315,000m³と予測する。建設発生士は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(88%)を達成するものと考える。 建設汚泥の発生量 <ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥の発生量は、約40,000m³と予測する。建設汚泥は、産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)を達成するものと考える。 建設発生士に伴い生じる廃棄物の発生量 <ul style="list-style-type: none"> 建設発生士に伴い生じる廃棄物の発生量は、約7,770tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品材の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(75%)を達成するものと考える。 建設発生士に伴い生じる廃棄物の発生量は、約7,770tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品材の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(75%)を達成するものと考える。 <p>《工事の完了後》</p> <p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量、再資源量、再利用量及び処理・処分の方法】</p> <p>施設の供用に伴い、事業系廃棄物が約13,768kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「フラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすこと、「品川区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」に示される資源化率の目標値(平成34年度(令和4年度))(31%)は達成するものと考える。</p>
13. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》</p> <p>施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約20,820t-CO₂/年、削減量は約5,205t-CO₂/年、削減率は約20.0%と予測する。設備システムの省エネルギー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考える。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」及び「東京都建築物環境配慮指針」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考える。</p>

●東京都告示第八百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

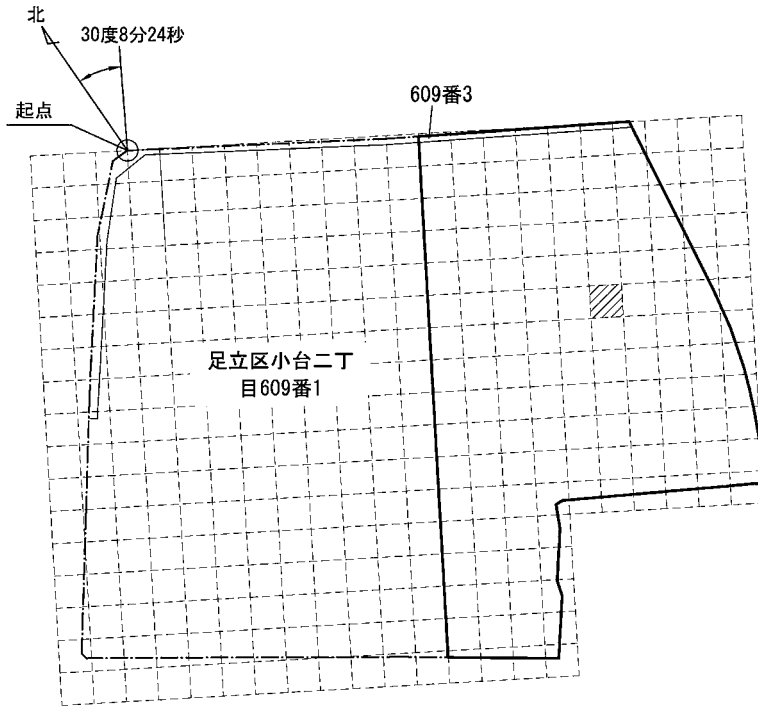
令和四年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区小台二丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - - - 敷地境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
起点は、足立区小台二丁目609番1の最北端とする。

【格子の回転角度 (30度8分24秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、令和四年七月二十五日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和四年六月七日

東京都選挙管理委員会

放送の区分	基幹放送事業者	回数
テレビジョン放送	日本テレビ放送網株式会社	一回
ラジオ放送	株式会社TBSラジオ	三回

公 告

建設業の許可の取消処分公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年六月七日

東京都知事 小池 百合子

一 処分した年月日

令和四年五月二十三日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

東洋興産株式会社

足立区梅田七丁目二十八番十一・四〇二号

法句 正義

東京都知事許可(般一ニ)第一五一六七一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第一号に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

被処分者は、常勤役員等及び営業所専任技術者が不在であり、このことが建設業法第二十九条第一項第一号に該当する。

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二百七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和四年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

グレードA

別記のとおり

二 認定年月日

令和四年三月十六日

別記

グレードA

認定番号

GAX二一五〇〇一

認定機器の種類

蒸気ボイラー

代表型式の名称

EQO-2000CNM

申請者の氏名又は名称

株式会社日本サーモエナジー

参議院（東京都選出）議員選挙の候補者届出
書等の事前審査について

令和四年七月二十五日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙に立候補を予定する者に対して、次のとおり立候補届出書等の事前審査を行う。

令和四年六月七日

東京都選挙管理委員会

日時 令和四年六月八日から同月十日までの午前九時から
午後五時まで

場所 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区
西新宿二丁目八番一号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

